

入 札 説 明 書

この入札説明書は、令和6年4月19日付け令和6年北海道胆振総合振興局告示第49号により公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

この入札を次のとおり実施する。

1 契約担当者等

支出負担行為担当者 北海道胆振総合振興局長 関 俊一

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

貨物兼乗用自動車 1台（交換契約により貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方に供し、貨物兼乗用自動車1台を契約の相手方から調達する。）

(2) 調達をする物品等の仕様その他の明細

別紙仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和7年1月31日（金）

(4) 納入場所

北海道胆振総合振興局森林室豊浦事務所（豊浦町字船見町10）

3 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入（自動車）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品に関し、仕様書の要件を満たしていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

4 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、3の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年4月19日（金）から令和6年5月20日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558

室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階

北海道胆振総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道胆振総合振興局総務課需品係

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル3階
北海道胆振総合振興局 3階大会議室B（送付による場合は、郵便番号051-8558
室蘭市海岸町1丁目4番1号むろらん広域センタービル4階 北海道胆振総合振興
局総務課需品係）
- (2) 入札日時 令和6年5月31日（金）午後1時30分（送付による場合は、同月30日（木）午後
5時までに必着）
- (3) 開札場所 （1）に同じ。
- (4) 開札日時 （2）に同じ。

7 開札に立ち会う者に関する事項

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。
- (2) 入札者又はその代理人が、開札に立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせる。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 一連の調達契約に関する事項

- (1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の
予定時期
 - ア 名称及び数量 自動車の交換契約 2台
 - イ 予定時期 令和6年6月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）
- (2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告
令和6年3月18日付け北海道胆振総合振興局告示第38号

10 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（道が交換により取得する自動車の価格から、道が交換により提供する自動車の価格を差し引いた交換差金をもって定めたものをいう。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合におい

て、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成の要否

要（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

13 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、3に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及び公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

地方自治法施行令第167条の10第1項の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

道が交換により取得する物品の価格及び道が交換により引き渡す物品の価格は、それぞれ消費税等相当額を含めた額とすること。

(4) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道胆振総合振興局総務課

イ 所在地 郵便番号 051-8558

室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階

ウ 電話番号 0143-24-9565

(5) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(6) 入札の取りやめ又は延期

この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(8) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(9) 自動車重量税等の代納

自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及びリサイクル費用の預託金（以下「自動車重量税等」という。）は、入札価格には含まれない。

なお、自動車重量税等は、契約の相手方が代行して納付し、当該契約の履行後に道が契約の相手方に交換差金とともに支払う。

(10) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。